

民事執行法等の制定・改正の経緯

民事執行法の制定(昭和54年)

民事訴訟法第6編(明治23年制定)と競売法(明治31年制定)を統合し、強制執行の手續と担保権実行の手續の双方について、全面的な改正を行ったもの。

主要な改正点

- 1 執行手續の迅速化
不服申立て(執行抗告)ができる場合を限定し、抗告の乱発による手續の遅延を防止した。
執行停止文書を提出した場合に手續が停止する期間を制限し、執行停止によって手續が遅滞することを防止した。
- 2 債権者による権利行使の実効性の確保
配当要求をすることができる者を限定し、虚偽の債権による配当要求を排除した。
売却のための保全処分制度を新設し、差押債権者が価値減損行為等の執行妨害に対処できるようにした。
執行官及び評価人の権限を強化し、現況調査及び評価を充実させることにより、最低売却価額の適正さを確保し、不当な廉価での売却を防止した。
売却方法を弾力化するとともに、買受希望者への情報提供を拡充することによって、競売に一般市民が参加しやすいようにした。
- 3 買受人の地位の安定強化
買受人のための保全処分制度を新設し、買受人が価値減損行為等の執行妨害に対処できるようにした。
担保権が不存在であったり、消滅していた場合でも、代金納付後は、買受人が取得した権利は覆らないこととした。

民事保全法の制定(平成元年)

民事訴訟法第6編第4章(明治23年制定)と民事執行法(昭和54年制定)第3章を統合し、保全命令と保全執行の両手續について、全面的な改正を行ったもの。

主要な改正点

- 1 仮差押え及び仮処分の命令手続の審理の適正迅速化
審理方式をすべて決定手続とするとともに、釈明処分の特例及び参考人等の審尋の規定を設けて、裁判の適正迅速化を図った。
- 2 利用頻度の高い仮処分の強化
処分禁止の仮処分及び占有移転禁止の仮処分について、その執行方法及び効力を明確かつ強力なものにし、これらの仮処分によって裁判の一回性が保障されるようにした。
- 3 手続全般の合理化
仮処分解放金及び執行停止の裁判の規定を設けるなど、旧法下における解釈の争いを立法的に解決し、また、原状回復の裁判、保全異議事件等の移送等、旧法下において規定がなく不都合であったものについて、規定を新設し、手続全般を合理的なものとした。

民事執行法の改正（平成8年）

- 1 売却のための保全処分制度の強化
相手方の範囲を債務者・所有者以外の第三者にも拡大し、第三者による執行妨害にも対処できるようにした。
直ちに執行官保管とすること（引渡しの断行）ができるようにした。
- 2 買受人のための保全処分制度の強化
相手方の範囲を債務者・所有者以外の第三者にも拡大し、第三者による執行妨害にも対処できるようにした。
- 3 引渡命令制度の整備
相手方の範囲を買受人に対抗できないすべての者に拡大し、債務者・所有者に対抗できる権限を有する者でも、その権限が買受人に対抗できない限り、引渡命令の対象になるようにした。
審尋が必要な場合を限定し、迅速に引渡命令が出せるようにした。
- 4 競売開始決定前の保全処分制度の新設
競売開始決定前に行われる執行妨害行為への対処を可能にした。

民事執行法の改正（平成10年）

執行手続の迅速化のための方策を網羅的に検討し、実施したもの

- 1 濫用的な執行抗告の原審却下

手続の不当遅延を目的とした執行抗告を原審で却下できるようにし、手続の遅延を防止した。

2 執行官及び評価人の調査権限の強化

件外物件（地上建物・敷地）及びライフラインに関する資料請求及び調査の権限を付与し、現況調査及び評価の適正・迅速化を図った。

3 買受けの申出をした差押債権者のための保全処分制度の新設

売却を実施しても買受けの申出がなかった場合に、自己競落を申し出た差押債権者に保管させる方法等による保全処分を設け、売却をしやすくした。

4 売却の見込みのない場合の措置

売却を3回以上実施させても買受けの申出がなく、更に売却を実施しても売却の見込みがない場合に、手続の停止・取消しができるようにした。

5 住宅ローンを利用する買受人のための移転登記の嘱託方法の整備

買受人等が指定した司法書士等に嘱託書を交付し登記所に提出させる方法によって移転登記の嘱託ができるようにし、買受人への移転登記に引き続いて住宅ローンに係る抵当権の設定登記をすることができるようにした。

法改正の効果

- ・ 処理期間（競売の申立てから売却実施命令まで）の短縮
- ・ 売却率の上昇